

第19期定時株主総会招集ご通知に際しての 交付書面非記載事項

事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会社役員に関する事項
 - (1) 責任限定契約の内容の概要
 - (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 会社の体制及び方針

連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

監査報告

- ・ 連結計算書類に係る会計監査報告
- ・ 計算書類に係る会計監査報告
- ・ 監査等委員会の監査報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

ブティックス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第13回新株予約権	
発行決議日		2017年3月29日	
新株予約権の数		6個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式24,000株 (新株予約権1個につき4,000株) (注) 1	
新株予約権の払込金額		—	
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権1個当たり172,000円 (1株当たり43円)(注) 1	
権利行使期間		2025年4月1日から 2027年1月31日まで	
行使の条件		(注) 2	
役員の保有状況	取締役 (監査等委員・社外 候補者を除く)		
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	6個 24,000株 1名

- (注) 1. 2021年6月1日付及び2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は株式分割後の数値を記載しております。
2. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。
- ① 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
 - ② 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
 - ③ 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。
 - ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第18回新株予約権
発行決議日	2024年10月25日
新株予約権の数	748個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式74,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使価格	新株予約権1個当たり134,200円 (1株当たり1,342円)
権利行使期間	2027年11月1日から 2032年10月31日まで
行使の条件	(注)
割当先	当社従業員9名

(注) 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

1. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2024年3月期から2026年3月期までの3事業年度におけるいずれかの連続する2事業年度の営業利益の累計額が、2,500百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。
なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費、顧客関連資産償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社（なお、「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「関係会社」を意味する。）の取締役又は従業員であることを要する。
3. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
4. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権者は、新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他条件に違反した場合、新株予約権を行使できない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

I. 時価発行新株予約権信託

当社は、2021年1月13日の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者である弁護士 園部洋土氏に対し、新株予約権を発行することを決議し、2021年2月1日に付与いたしました。

本新株予約権は、以下のとおり、第三者割当により発行される新株予約権の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランとなっております。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日	2021年1月13日	2021年1月13日
新株予約権の数	400個	1,600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式160,000株 (新株予約権1個につき400株) (注) 1	普通株式640,000株 (新株予約権1個につき400株) (注) 1
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり0.25円)(注) 1	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり0.25円)(注) 1
新株予約権の行使価格	新株予約権1株当たり574円	新株予約権1株当たり574円
権利行使期間	2024年8月1日から 2028年1月31日まで	2027年8月1日から 2031年1月31日まで
行使の条件	(注) 2	(注) 3
割当先	当社取締役及び従業員 コタエル信託株式会社 (注) 4	園部 洋士(注) 5

(注) 1. 2021年6月1日付及び2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は株式分割後の数値を記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

① 本第15回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本第15回新株予約権を行使することができず、かつ、第15回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本第15回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第15回新株予約権者」という。）のみが本第15回新株予約権を行使できることとする。

② 受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本第15回新株予約権者に割り当てられた本第15回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本第15回新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a)2022年3月期または2023年3月期の営業利益が5億円を超過した場合
行使可能割合：100%

(b)(a)が未達成の場合で2024年3月期の営業利益が5億円を超過した場合
行使可能割合：50%

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費、顧客関連資産償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

③ 受益者は、本第15回新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

④ 受益者の相続人による本第15回新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本第15回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第15回新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本第15回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑦ 当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本第15回新株予約権を行使できないものとする。

- ⑧ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。
3. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。
- ① 本第16回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本第16回新株予約権を行使することができず、かつ、第16回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本第16回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第16回新株予約権者」という。）のみが本第16回新株予約権を行使できることとする。
- ② 受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本第16回新株予約権者に割り当てられた本第16回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本第16回新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (a)2023年3月期から2025年3月期におけるいずれかの事業年度の営業利益が10億円を超過した場合
行使可能割合：50%
- (b)2023年3月期から2026年3月期におけるいずれかの連続する2事業年度の営業利益の累計額が25億円を超過した場合
行使可能割合：100%
- なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費、顧客関連資産償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ③ 受益者は、本第16回新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
- ④ 受益者の相続人による本第16回新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本第16回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第16回新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本第16回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦ 当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本第16回新株予約権を行使できないものとする。
- ⑧ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。
4. 2024年7月31日の信託期間満了日に当社役員等を受託者として指定し、同日に一部新株予約権の割当を行っております。第15回新株予約権の割当を受けた者は、当該第15回新株予約権の発行要項及び割当契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。ただし、信託型ストックオプションの取扱いについて、国税庁による「ストックオプションに対する課税（Q&A）」の公表により、ストックオプションを行使した日の属する年分の給与所得として所得税の課税対象とし、発行会社が当該給与所得にかかる源泉所得税の徴収・納付を行う必要がある旨が示されたことで、当社が想定していなかった役員等の税負担及び当社の源泉聴取等の事務負担を伴う懸念が生じました。そのため、一部については信託型ストックオプションを含む数多くのインセンティブスキームを開発し、その事務手続き等に関し多くの事例とノウハウを持つコタエル信託株式会社を受託者として、新たな信託設定契約を締結（以下、「本信託（第15回新株予約権）」という。）し、移管することいたしました。本信託（第15回新株予約権）の信託期間満了日は、2024年9月末日（以降毎年3月末日、6月末日、9月末日、12月末日）となり、一定の時間的

猶予を持った上で対応方針を検討しております。

5. 園部洋士は時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2027年7月31日）時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数を確定します。

II. 募集新株予約権（有償ストック・オプション）

当社は、2024年10月25日の取締役会において、募集新株予約権（有償ストック・オプション）を発行することを決議し、2024年11月11日に付与いたしました。

	第17回新株予約権
発行決議日	2024年10月25日
新株予約権の数	1,297個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式129,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,800円
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり122,000円 (1株当たり1,220円)
権利行使期間	2027年11月1日から 2030年10月31日まで
行使の条件	(注)
割当先	当社取締役2名

(注) 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

1. 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2026年3月期から2027年3月期までの2事業年度におけるいずれかの事業年度の営業利益が、2,350百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費、顧客関連資産償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社（なお、「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「関係会社」を意味する。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。
3. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
4. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権者は、新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
6. 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他条件に違反した場合、新株予約権を行使できない。

会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」という。）を保険会社との間で締結しており、これにより、当社及び当社の子会社の役員及び執行役員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額当社が負担しております。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、更新を予定しております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

■業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法並びに会社法施行規則に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する基本方針（以下「内部統制システム構築の基本方針」といいます。）を定めており、その内容は以下Ⅰの通りです。（最終改訂2025年3月27日）

また、財務報告の信頼性を確保するための体制、反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況はそれぞれ以下、Ⅱ、Ⅲの通りです。

Ⅰ 内部統制システム構築の基本方針

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループの「経営理念」「行動指針」を制定し、役員及び役職者はこれを率先垂範し、全従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続して行い、健全な企業風土の醸成に努める。
 - (2) 当社及び当社子会社においてコンプライアンスに係る規程を制定するとともに、当社の常勤役員及び部長職以上の役職者で構成する経営会議にて、コンプライアンス体制の構築・管理・維持に当たる。
 - (3) 当社及び当社子会社においてコンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - (4) 当社グループ全体の内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切且つ迅速に対応する。
 - (5) 当社及び当社子会社の業務の適切な実行を確保するため、内部監査の体制を強化するとともに、内部監査の結果を経営層に対し報告する。
 - (6) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備、運用する。
 - (7) 当社及び当社子会社において、法令、定款違反等の行為が発見された場合、コンプライアンス規程に従い、各通報先及び報告先に通報及び報告の上、必要に応じて外部の専門家とも連携、協議の上対応に努める。
 - (8) 当社及び当社子会社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当請求には断固としてこれを拒絶する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - (2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて文書管理規程に規定され

た期間とする。

- (3) 当社の取締役及び監査等委員である取締役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社において、リスク管理規程及びリスク対応マニュアルを制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。当社子会社もこれに準じて対応する。
- (2) 当社及び当社子会社において重要な危機事案が発生したときは、速やかに当社に報告し、当社は必要な指示、指導、助言等を行う。
- (3) 当社及び当社子会社の危機発生時には、対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切且つ迅速に対処するものとする。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、当社グループの経営計画を策定する。
- (2) 当社及び当社子会社において、取締役会規程、組織及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図り、業務を効率的に遂行する。
- (3) 当社は、取締役会を毎月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (4) 当社の社外取締役は、適宜当社の社長及び他の取締役並びに当社子会社の社長及び取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行う。
- (5) 当社において経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。

5. その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
- (2) 当社は、経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣する。
- (3) 当社は、子会社管理規程に基づき、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にする。また、当社は、当社子会社の社長等をメンバ

一とした定期的な報告会を開催し、経営状況等の事業運営に関する重要な事項についての報告を受け協議を行う。

- (4) 当社子会社における一定の重要事項については、当社子会社において決定する前に当社の承認を必要とするほか、組織及び職務権限規程に規定された特に重要な事項については、組織及び職務権限規程に則り、当社の会議体等で審議及び承認を行う。
- (5) 内部監査部門は、当社子会社の業務の適正性について監査を行う。
- (6) 当社子会社のリスク管理については、子会社から報告を適宜受けるとともに、当社の内部監査及び監査等委員会が子会社のリスク管理状況の監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。当社子会社において重要な危機事案が発生したときは、速やかに当社に報告し、当社は必要な指示、指導、助言等を行う。
- (7) 当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる統制強化をはかる。当社の各部門及び子会社は、関連する管理部門の支援の下で、これを実施する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員である取締役と協議の上、補助使用人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (2) 前項の補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性の確保及び監査等委員会からの取締役及び補助使用人に対する指示の実効性の確保のため、補助使用人の異動及び人事考課及び賞罰は監査等委員会の同意を得るものとする。

7. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当該会社の監査等委員会に報告するための体制、当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の監査等委員及びその補助使用人は、当社の取締役会の他、経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- (2) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに当社の監査等委員会に報告する。

- (3) 当社の取締役及び使用人は並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 - (4) 前各号の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制については、コンプライアンス規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
 - (5) 内部監査部門は、当社子会社に対して行った結果を監査等委員に対して報告する。
8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、法令に従い、監査等委員である社外取締役を含み、公正且つ透明性を担保する。
 - (2) 監査等委員会は、代表取締役その他常勤取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (3) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - (4) 当社の監査等委員が職務（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる
 - (5) 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

II. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ・内部統制担当を置き、計画に基づき職務の執行状況をモニタリングし、内部統制システムが有効に機能しているかについて個別に検証を行い、必要と認められる場合には代表取締役社長への報告を行う。
- ・代表取締役社長は、内部統制担当、内部監査担当、監査等委員会からの報告をもとに、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、経営会議を通じて必要な措置を講じる。

III. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - (1) 当社の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

(2) 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

2. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

(1) 「反社会的勢力への対応ガイドライン」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。

(2) 反社会的勢力の排除を推進するために管理本部を統括管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置する。

(3) 「反社会的勢力への対応に関する規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。

(4) 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

(5) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

(6) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

■業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

取締役は全員出席のもと、取締役会において経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

(2) 監査等委員の職務執行

監査等委員は、取締役会議事録や稟議書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行う他、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。

(3) リスク管理及びコンプライアンス

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、経営会議の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化及びコンプライアンスの遵守に努めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |         |           |          |           |
|------------------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
|                              | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 当連結会計年度期首残高                  | 50,000  | 358,970 | 1,992,715 | △381,126 | 2,020,558 |
| 当連結会計年度変動額                   |         |         |           |          |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          | -       | -       | 250,944   | -        | 250,944   |
| 自己株式の取得                      | -       | -       | -         | △300,003 | △300,003  |
| 自己株式の処分                      | -       | △62,297 | -         | 93,797   | 31,500    |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) | -       | -       | -         | -        | -         |
| 当連結会計年度変動額合計                 | -       | △62,297 | 250,944   | △206,205 | △17,558   |
| 当連結会計年度末残高                   | 50,000  | 296,673 | 2,243,660 | △587,332 | 2,003,000 |

|                              | 新株予約権   | 純資産合計     |
|------------------------------|---------|-----------|
| 当連結会計年度期首残高                  | 185,762 | 2,206,321 |
| 当連結会計年度変動額                   |         |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          | -       | 250,944   |
| 自己株式の取得                      | -       | △300,003  |
| 自己株式の処分                      | -       | 31,500    |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) | 52,497  | 52,497    |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 52,497  | 34,938    |
| 当連結会計年度末残高                   | 238,259 | 2,241,260 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社リアライブ

#### (2) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社グループは定率法を採用しております。但し、建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・顧客関連資産 顧客関連資産の償却については、10年間の均等償却を行っております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ② 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

### ③ 収益及び費用の計上基準

当社グループと顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

#### (イ) 展示会事業

展示会事業においては、主に「リアル展」、「オンライン展」及び「DXPO」の開催を行っており、主な収益を下記の履行義務の充足時に認識しております。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

##### 展示会事業（リアル展）収入

主に商談型展示会の出展社から得る出展料収入であり、当社グループは出展社に対して出展小間（出展社に貸し出すために仕切られたスペースの単位）を提供する義務を負っております。当該履行義務は展示会開催期間中、出展小間の提供を行うことをもって充足されます。

##### 展示会事業（オンライン展）収入

主にオンライン展示会の出展社（動画掲載ブース）から得る、来場者が資料請求を行うことに対する成果課金またはオンライン商談設定に基づく収入です。当社グループは出展社に対してオンライン上での動画掲載ブースを提供する義務、資料を来場者へ提供する義務または出展社に対して商談のセッティングを代行する義務を負っております。

当該履行義務はオンライン上の展示会出展ブースの提供期間開始日から終了日までの間、オンライン上の出展ブースの提供や、来場者への資料提供または出展社に対する来場者とのアポイント設定の完了をもって充足されます。

##### 展示会事業（DXPO）収入

主にオンライン展示会の開設期間中（365日24時間）に並行してリアル展示会を年複数回開催することに対する出展料等の収入であり、当社グループは出展社に対してオンライン上での動画掲載ブース及びリアル展示会の出展小間を提供する義務を負っております。

#### (ロ) M&A仲介事業

主にM&Aによる事業承継ニーズを有する事業者に対し、購入・売却条件が合致する案件を紹介し、顧客間での譲渡契約を締結させることによる成功報酬型での仲介手数料収入であり、当社グループは顧客に対して、購入・売却条件が合致する案件を紹介する義務を負っております。当該履行義務は譲渡・譲受企業が最終譲渡契約を締結した時点をもって充足され、当該M&Aが不成立となる要因が解消されたと判断した時に収益を認識しております。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足時点と至近する日に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

#### (ハ) 人材採用支援事業

主に「採用イベント」の開催及び求人企業への「人材紹介」を行っており、主な収益を下記の履行義務の充足時に認識しております。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足時点と至近する日に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

##### 採用イベント収入

主に採用イベントの参加企業から得る収入であり、当社グループは参加企業に対して採用イベントを提供する義務を負っております。当該履行義務は採用イベントの開催をもって充足され、採用イベントの開催完了をもって収益を認識しております。

##### 人材紹介収入

主に求人企業へ応募者を紹介することで得る紹介収入であり、当社グループは求人企業に対して条件が合致する応募者を紹介する義務を負っております。当該履行義務は、応募者が求人企業に対して入社を合意した時点をもって充足され、応募者が中途入社者である場合は入社日に、応募者が新卒入社者である場合は内定受諾日に収益を認識しております。なお、顧客から受け取ったまたは受け取る対価のうち、将来返金されると見込まれる収益の額として、売上高に返金実績率を乗じた額を、返金負債に計上しております。

#### ④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### 連結貸借対照表

前連結会計年度まで有形固定資産の「その他」に含めておりました「工具、器具及び備品」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「工具、器具及び備品」は、69,390千円です。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

採用イベント部門グループに係る計上金額は以下のとおりです。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 有形固定資産    | 4,761千円   |
| のれん       | 30,186千円  |
| その他無形固定資産 | 140,892千円 |
| 減損損失      | 521,711千円 |

#### (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ①計上した金額の算出方法

当社グループは、管理会計上の単位を資産グループの基礎として、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングをしており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行い減損の兆候の有無を判定しております。

当該グルーピングをもとに事業別の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている場合や、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合等に減損の兆候があると判断し、対象資産の割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

当連結会計年度においては、2025年3月27日開催の当社取締役会において、2025年10月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社リアライブ（以下「リアライブ」といいます。）を吸収合併することを決議し、リアライブの事業を再編成することといたしました。その結果、採用イベント部門グループにおいて、減損の兆候を認識しております。

減損損失を認識するかどうかの判定にあたっては、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に、減損損失を認識しており、減損損失を認識した資産グループについては、帳簿価額と回収可能

価額との差額を当連結会計年度の減損損失として計上しております。回収可能価額は、使用価値により算定しており、使用価値の見積りに用いた主要な仮定は、取締役会において承認された事業計画における採用イベント開催数であります。当該計画は、経営環境などの外部要因を踏まえ、過去の実績を基礎として、当社グループが用いている内部の情報に基づき算定しております。また、使用価値の算定に際して用いられる割引率は、加重平均資本コストを基礎とした12.5%を使用しております。

その結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、のれんについて減損損失521,711千円を計上しました。

#### ②主要な仮定

使用価値は、事業計画に基づき算定しており、当該事業計画における主要な仮定は、採用イベント開催数です。

#### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である採用イベント開催数は見積りの不確実性を有しており、事業計画上の計画値を著しく下回った場合、翌連結会計年度において、採用イベント部門グループに係る固定資産の減損損失が計上される可能性があります。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首   | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末    |
|-------|-------------|----|----|-------------|
| 普通株式  | 10,160,400株 | 一株 | 一株 | 10,160,400株 |

#### (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 425,550株

#### (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 176,400株

## 5.金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要な運転資金及び投資を目的とした資金を自己資金及び銀行借入によって調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び前渡金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理本部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物賃借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては管理本部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金及び前受金は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。これらは、資金調達に係る流動性リスクに晒されていますが、当社グループは資金繰り予測をする等の方法により管理しております。

借入金は、運転資金及び子会社株式取得資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で5年5ヵ月後であります。当該借入金については変動金利による借入金もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、管理本部において金利動向のモニタリングを通じ、リスク軽減を図っております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### I. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、管理本部が取引相手ごとに期日及び残高管理をすることで、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### II. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いをできなくなるリスク）の管理

管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を十分に確保することで、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため、また、「預け金」「売掛金」「前渡金」「未払法人税等」「未払金」「未払費用」「前受金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(単位：千円)

|             | 連結貸借対照表計上額 | 時 価       | 差 額    |
|-------------|------------|-----------|--------|
| (1) 敷金及び保証金 | 188,360    | 181,339   | △7,020 |
| 資産計         | 188,360    | 181,339   | △7,020 |
| (2) 長期借入金※  | 1,010,950  | 1,000,980 | △9,969 |
| 負債計         | 1,010,950  | 1,000,980 | △9,969 |

※ 長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

#### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区 分       | 時    |           |      | 価         |
|-----------|------|-----------|------|-----------|
|           | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合 計       |
| 敷金及び保証金   | －    | 181,339   | －    | 181,339   |
| 長 期 借 入 金 | －    | 1,000,980 | －    | 1,000,980 |

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 資産

##### (1) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを合理的に見積りをした敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値より算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 負債

##### (2) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|         | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---------|--------|-------------|--------------|------|
| 敷金及び保証金 | 13,480 | 174,880     | －            | －    |

(注) 3. 借入金の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超    |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 長期借入金 | 312,764 | 315,264     | 302,012     | 35,280      | 45,630 |

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、展示会事業、M&A仲介事業、人材採用支援事業を基本にして組織が構成されており、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上高として表示しています。これらの分解した収益と各報告セグメントの売上高との関連は以下に記載のとおりです。

(単位：千円)

|                      | 報告セグメント   |             |              |           | その他<br>(注) | 合計        |
|----------------------|-----------|-------------|--------------|-----------|------------|-----------|
|                      | 展示会事業     | M&A仲介<br>事業 | 人材採用<br>支援事業 | 計         |            |           |
| 展示会事業<br>(リアル展) 収入   | 1,058,079 | —           | —            | 1,058,079 | —          | 1,058,079 |
| 展示会事業<br>(オンライン展) 収入 | 123,662   | —           | —            | 123,662   | —          | 123,662   |
| 展示会事業<br>(DXPO) 収入   | 1,226,733 | —           | —            | 1,226,733 | —          | 1,226,733 |
| M&A仲介収入              | —         | 1,931,791   | —            | 1,931,791 | —          | 1,931,791 |
| 採用イベント収入             | —         | —           | 548,572      | 548,572   | —          | 548,572   |
| 人材紹介収入               | —         | —           | 281,894      | 281,894   | —          | 281,894   |
| その他                  | —         | —           | —            | —         | 672        | 672       |
| 顧客との契約から生じる収益        | 2,408,475 | 1,931,791   | 830,467      | 5,170,734 | 672        | 5,171,406 |
| その他の収益               | —         | —           | —            | —         | —          | —         |
| 外部顧客への売上高            | 2,408,475 | 1,931,791   | 830,467      | 5,170,734 | 672        | 5,171,406 |

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(2)会計方針に関する事項③収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

|                      | 金額 (千円) |
|----------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 129,750 |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 153,837 |
| 契約負債 (期首残高)          | 523,246 |
| 契約負債 (期末残高)          | 853,949 |

- (注) 1. 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に含まれており、契約負債は前受金に含まれております。
2. 当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、523,246千円であります。
3. 当連結会計年度において契約負債の残高に重要な変動はありません。
4. 契約負債の残高は、主に4月以降に開催する展示会事業の出展社への履行義務が充足されていないものです。履行義務は展示会の開催期間にわたり充足され、収益を認識します。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、853,949千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年以内に収益を認識することを見込んでいます。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 205円76銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 25円75銭  |

## 8. その他の注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、株式会社リアライブに係るのれんについて、521,711千円の減損損失を計上しております。

## (2) 完全子会社の吸収合併

当社は、2025年3月27日開催の取締役会において、2025年10月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社リアライブ（以下「リアライブ」といいます。）を吸収合併することを決議し、合併契約を締結いたしました。

### 取引の概要

#### ①. 本合併の目的

当社は、リアライブが培ってきた人材採用支援事業の運営ノウハウ・顧客資産を含む経営資源をより一層活用するとともに、当社が培ってきた「成長ノウハウ」（事業拡大の仕組化・量産化・管理体制）の浸透を更に加速させるため、リアライブを吸収合併し、経営統合することといたします。

リアライブは、採用イベントの開催や人材紹介を主事業としておりますが、とりわけ、売上の約7割（2025年3月期実績）を占める採用イベント事業については、当社が行う展示会事業と営業・運営ノウハウ、経営管理手法が極めて共通しております。このような背景から、特に、以下の点で、合併によるメリットが大きいと考えております。

I リアライブを当社の展示会事業部門に統合することで、事業拡大のスピードアップと管理工数低減が見込め、採用イベント事業の更なる拡大と収益向上が期待できること。

II リアライブが計画中の新たな採用イベント事業について、人的資源・運営ノウハウの観点から、当社の展示会事業部門の支援が不可欠であり、経営管理体制を統合することで、より円滑な事業運営が期待できること。

なお、リアライブは、本合併の効力発生日時点において合併差損が生じる可能性があるため、本合併の実施にあたりましては、会社法第795条第1項、第796条第2項但書及び第795条第2項第1号の規定に基づき、2025年6月26日開催予定の当社定時株主総会に、本合併に係る議案を付議することとしております。

## ②. 合併の要旨

### I 合併の日程

|                |                |
|----------------|----------------|
| 取締役会決議         | 2025年3月27日     |
| 合併契約締結         | 2025年3月27日     |
| 合併契約承認株主総会の基準日 | 2025年3月31日     |
| 合併契約承認株主総会     | 2025年6月26日（予定） |
| 合併期日（効力発生日）    | 2025年10月1日（予定） |

（注）リアライブにおいては、会社法第 784 条第 1 項に基づく略式合併であるため、合併契約の承認に関する株主総会決議を経ることなく行う予定です。

### II 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、リアライブは解散いたします。

### III 合併に係る割当ての内容

当社完全子会社との吸収合併であることから、本合併に際し株式の発行及び金銭等の交付は行いません。また、本合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の変更はありません。

### IV 合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |                  |             |                             |             |          |             |
|---------------------------------|---------|-----------|------------------|-------------|-----------------------------|-------------|----------|-------------|
|                                 | 資本金     | 資本剰余金     |                  |             | 利益剰余金                       |             | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 |
|                                 |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |          |             |
| 当期首残高                           | 50,000  | 189,260   | 169,709          | 358,970     | 2,116,595                   | 2,116,595   | △381,126 | 2,144,439   |
| 当期変動額                           |         |           |                  |             |                             |             |          |             |
| 当期純利益                           | -       | -         | -                | -           | 127,061                     | 127,061     | -        | 127,061     |
| 自己株式の<br>取得                     | -       | -         | -                | -           | -                           | -           | △300,003 | △300,003    |
| 自己株式の<br>処分                     | -       | -         | △62,297          | △62,297     | -                           | -           | 93,797   | 31,500      |
| 株主資本以外<br>の項目の<br>当期変動額<br>(純額) | -       | -         | -                | -           | -                           | -           | -        | -           |
| 当期変動額合計                         | -       | -         | △62,297          | △62,297     | 127,061                     | 127,061     | △206,205 | △141,441    |
| 当期末残高                           | 50,000  | 189,260   | 107,412          | 296,673     | 2,243,656                   | 2,243,656   | △587,332 | 2,002,997   |

|                                  | 新株予約権   | 純資産合計     |
|----------------------------------|---------|-----------|
| 当期首残高                            | 185,762 | 2,330,201 |
| 当期変動額                            |         |           |
| 当期純利益                            | -       | 127,061   |
| 自己株式の<br>取得                      | -       | △300,003  |
| 自己株式の<br>処分                      | -       | 31,500    |
| 株主資本以外<br>の項目の<br>当期変動額 (純<br>額) | 52,497  | 52,497    |
| 当期変動額合計                          | 52,497  | △88,944   |
| 当期末残高                            | 238,259 | 2,241,256 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

## (イ) 展示会事業

展示会事業においては、主に「リアル展」、「オンライン展」及び「DXPO」の開催を行っており、主な収益を下記の履行義務の充足時に認識しております。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

### 展示会事業（リアル展）収入

主に商談型展示会の出展社から得る出展料収入であり、当社は出展社に対して出展小間（出展社に貸し出すために仕切られたスペースの単位）を提供する義務を負っております。当該履行義務は展示会開催期間中、出展小間の提供を行うことをもって充足されます。

### 展示会事業（オンライン展）収入

主にオンライン展示会の出展社（動画掲載ブース）から得る、来場者が資料請求を行うことに対する成果課金またはオンライン商談設定に基づく収入です。当社は出展社に対してオンライン上での動画掲載ブースを提供する義務、資料を来場者へ提供する義務または出展社に対して商談のセッティングを代行する義務を負っております。

当該履行義務はオンライン上の展示会出展ブースの提供期間開始日から終了日までの間、オンライン上の出展ブースの提供や、来場者への資料提供または出展社に対する来場者とのアポイント設定の完了をもって充足されます。

### 展示会事業（DXPO）収入

主にオンライン展示会の開設期間中（365日24時間）に並行してリアル展示会を年複数回開催することに対する出展料等の収入であり、当社は出展社に対してオンライン上での動画掲載ブース及びリアル展示会の出展小間を提供する義務を負っております。

## (ロ) M&A仲介事業

主にM&Aによる事業承継ニーズを有する事業者に対し、購入・売却条件が合致する案件を紹介し、顧客間での譲渡契約を締結させることによる成功報酬型での仲介手数料収入であり、当社は顧客に対して、購入・売却条件が合致する案件を紹介する義務を負っております。当該履行義務は譲渡・譲受企業が最終譲渡契約を締結した時点をもって充足され、当該M&

Aが不成立となる要因が解消されたと判断した時に収益を認識しております。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足時点と至近する日に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|           |           |
|-----------|-----------|
| 関係会社株式    | 425,239千円 |
| 関係会社株式評価損 | 797,749千円 |

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①計上した金額の算出方法

関係会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額としていますが、超過収益力を加味して取得した関係会社株式については、1株当たり純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ50%超低下しており、また実績が取得時点の事業計画を一定期間下回る等の理由により超過収益力の低下が認められる場合には、減損処理を実施する方針です。当該方針に則り関係会社株式を評価した結果、当事業年度において、株式会社リアライブについて、797,749千円の関係会社株式評価損を計上しております。

②主要な仮定

投資時における超過収益力を検討する際には、過去の実績や入手した投資先の事業計画等を総合的に勘案し検討しております。当該検討には、見積りの要素が含まれており、事業計画上の売上の基礎となる将来の採用イベント開催数及び人材紹介件数を主要な仮定としております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

翌事業年度において、投資先の業績が事業計画を下回り、投資時に見込んでいた超過収益力が著しく毀損する場合は、関係会社株式の評価損を計上する可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 8,427千円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 830千円

売上高 830千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式 425,550株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 未払事業税     | 30,017千円   |
| 未払費用      | 8,201千円    |
| 未払金       | 484千円      |
| 賞与引当金     | 67,080千円   |
| 株式報酬費用    | 10,314千円   |
| 固定資産減損損失  | 2,141千円    |
| 敷金償却額     | 2,452千円    |
| 関係会社株式評価損 | 275,941千円  |
| 繰延税金資産小計  | 396,634千円  |
| 評価性引当額    | △275,941千円 |
| 繰延税金資産合計  | 120,692千円  |
| 繰延税金負債合計  | 一千円        |
| 繰延税金資産の純額 | 120,692千円  |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類  | 会社等の<br>名称        | 議決権等の所<br>有(被所有)<br>割合(%) | 関連当<br>事者と<br>の関係 | 取引内容                         | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末<br>残高 |
|-----|-------------------|---------------------------|-------------------|------------------------------|--------------|----|----------|
| 子会社 | 株式会社<br>リア<br>ライブ | 所有<br>直接100%              | 被債務<br>保証         | 当社の借入<br>に対する<br>債務保証<br>(注) | 540,000      | -  | -        |

(注) 当社の借入に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には、借入金残高を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 205円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13円4銭   |

## 10. その他の注記

### (1) 関係会社株式評価損

当事業年度において連結子会社である株式会社リアライブの株式に係る評価損797,749千円を計上しております。

### (2) 完全子会社の吸収合併

連結注記表「8. その他の注記 (2) 完全子会社の吸収合併」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

プティックス株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 田村 | 仁  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤 | 健一 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、プティックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プティックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

プティックス株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 村 仁  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 健 一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プティックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整

備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽

減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当と連携の上、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- #### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- #### (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

2025年5月23日

ブティックス株式会社 監査等委員会

監査等委員 土 橋 薫 ㊞  
監査等委員 田 中 智 行 ㊞  
監査等委員 森 川 友 尋 ㊞

(注) 監査等委員 田中 智行、及び森川 友尋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。